

滋 薬 感 対 第 1291 号
令和元年(2019年)11月1日

一般社団法人 滋賀県医師会長 様
各地域医師会長 様
一般社団法人 滋賀県病院協会会長 様

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る手引き(第3版)について (協力依頼)

平素は、本県の感染症対策事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和元年10月31日付け健健発1031第1号および健感発1031第1号で厚生労働省健康局健康課長および結核感染症課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、医療機関・健診機関向けの手引き(第3版)についても一部改訂されており、厚生労働省ウェブサイトに掲載されておりますので、貴会員あて情報提供について、よろしくお願い致します。

- ・厚生労働省ウェブサイト
手引き掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

様式等ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 舟山

TEL : 077-528-3632

FAX : 077-528-4863

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

健 健 発 1031 第 1 号
健 感 発 1031 第 1 号
令 和 元 年 10 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る手引き（第3版）について（協力依頼）

今般の風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「風しんの追加的対策に係る手引き（第2版）について（協力依頼）」（健健発 0325 第2号・健感発 0325 第10号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）により発出した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第2版）」について、この度、別紙1のとおり改訂を行いました。主な改訂点は、下記のとおりです。

つきましては、内容について御了知の上、本手引きについて関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について引き続き御協力をお願いします。

なお、医療機関・健診機関向けの手引き（第3版）についても、別紙2のとおり一部改訂し、日本医師会宛て通知するとともに、厚生労働省ウェブサイトに掲載しておりますので、管内の集合契約の取りまとめ団体のいずれにも所属しない医療機関等に対する周知をお願いします。

記

風しんの追加的対策に係る手引き(第2版)からの主な改訂点は、以下のとおり。

(目次)

・付属資料6-1、6-2、18-1、18-2の追加

(前書き)

・元号を修正

・年代別で見る風しんの予防接種制度の変遷の図を時点修正

(第3章)

- ・都道府県が取りまとめた実施機関一覧表の送付先を追記(3-2)
- ・「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」の表に市区町村を追加(3-2)
- ・「集合契約における契約の代理人」の表に都道府県を追加(3-2)
- ・個別対応群の取扱いについて追記(3-4)
- ・集合契約の取りまとめ団体に都道府県を追記(3-5-1)
- ・消費税率改定後に対応する風しんの抗体検査の価格表を追加(3-5-2)
- ・消費税率改定に伴い、2019年10月1日以降に実施する抗体検査又は定期接種の税込価格が変更される旨追記(3-5-2)
- ・消費税率改定後も事務手数料の金額が変わらない旨を追記(3-5-2)
- ・抗体検査及び定期接種の税抜単価は、2019年度途中に変更しない旨を追記(3-5-2)
- ・実施機関一覧表への掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨へ修正(3-5-4)

(第4章)

- ・対象者への送付物について、郵送料の変更を反映(4-1-3)
- ・クーポン券の請求先について、自治体 No(総務省全国地方公共団体コード 6桁)に誤りがないよう留意すべき旨を追記(4-1-3)
- ・受診票表面の様式修正を反映(4-1-3)
- ・2019年10月1日以降に使用する受診票裏面の様式を追加(4-1-3)
- ・国保連への送付書類について、受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨を追記(4-1-4)
- ・予診票の様式修正を反映(4-2-3)
- ・実施機関が受診票に記載する項目のうち、検査結果判定日を削除(4-4-1)
- ・予防接種の請求金額の税込み欄を修正(4-6-1)
- ・国保連における、受診票又は予診票並びに請求総括表(小計)及び請求総括表(総計)の点検項目について追記(4-6-1)
- ・実施機関からの請求に係る市区町村の確認は、支払いの後に行う旨へ修正(4-6-2)

(第5章)

- ・実績報告の様式について追記(5-3)
- ・報告頻度について注記を追記(5-3)

(付属資料)

- ・6(6-1を税率10%、6-2を税率8%のものに変更)
- ・11-1(クーポン券の請求先について、自治体 No(総務省全国地方公共団体コード 6桁)に誤りがないよう留意すべき旨追記)
- ・11-2(対象者への送付物について、郵送料の変更を反映)
- ・12(受診票裏面の抗体検査価格を税率10%に変更)
- ・18-1、18-2(市区町村、都道府県における実績報告の様式)を追加

(別紙1)「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き(第3版)」

(別紙2)「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第3版:一部改訂)」